

兵庫県公報

平成19年10月5日 金曜日 第1916号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

告 示

ページ

- 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課） 1
- 保安林の指定予定（豊かな森づくり課） 2
- 同 上（同） 3
- 同 上（同） 3
- 同 上（同） 3
- 同 上（同） 4
- 同 上（同） 4
- 保安林の指定の解除予定（同） 5
- 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課） 5
- 同 上（同） 6
- 同 上（同） 6
- 昭和60年兵庫県告示第241号洲本都市計画下水道事業洲本市公共下水道の事業計画の変更認可（下水道課） 7
- 景観影響評価準備書の縦覧等（まちづくり課） 7
- 道路の位置指定（建築指導課） 8
- 平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部改正（会計課） 8

公 告

- 大規模小売店舗に対する県の意見の概要（まちづくり課） 8

選挙管理委員会告示

- 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正 9
- 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正 9

告 示

兵庫県告示第1002号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

栗住野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 林 惟 秀	丹波市青垣町栗住野1009番地
同	足 立 健 三	同 市青垣町栗住野511番地
同	小 田 邦 秀	同 市青垣町栗住野651番地1
同	足 立 正 義	同 市青垣町栗住野1065番地2
同	小 林 義 博	同 市青垣町栗住野1023番地

同	足 立 孝 一	同	市青垣町栗住野1050番地
同	中 山 良 男	同	市青垣町栗住野1030番地 3
同	小 田 耕 造	同	市青垣町栗住野670番地
同	蘆 田 梅 逸	同	市青垣町栗住野631番地 3
同	足 立 一 人	同	市青垣町栗住野546番地 2
同	蘆 田 剛	同	大阪市旭区高殿 6 丁目12番32-308
監 事	足 立 文 男	同	丹波市青垣町西芦田1066番地 4
同	細 見 隆 夫	同	市青垣町栗住野513番地
同	蘆 田 富 美 男	同	市青垣町栗住野639番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 田 英 夫	丹波市青垣町栗住野1063番地
同	小 田 貞 二	同 市青垣町栗住野1071番地
同	足 立 信 弘	同 市青垣町栗住野900番地 2
同	中 山 謙 逸	同 市青垣町栗住野882番地 1
同	小 田 繁 雄	同 市青垣町栗住野773番地
同	小 田 與 四 郎	同 市青垣町栗住野774番地
同	蘆 田 昭 治	同 市青垣町栗住野633番地
同	足 立 晃 彦	同 市青垣町栗住野619番地 2
同	芦 田 佳 治	同 市青垣町栗住野544番地 2
同	蘆 田 覚	同 市青垣町栗住野539番地
同	芦 田 喜 代 治	同 市青垣町栗住野1054番地
監 事	谷 田 重 信	同 市青垣町栗住野1087番地
同	足 立 直 之	同 市青垣町栗住野887番地
同	足 立 文 男	同 市青垣町西芦田1066番地 4

兵庫県告示第 1003 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成19年10月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市竹野町羽入字フロケ谷224、225、字寺ノ下257から259まで、261から263まで、265、268

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字フロケ谷224

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1004号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成19年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町小代区城山511から513まで、544から549まで、568・569・字谷山588の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小代区城山548、512・544から546まで・549・568・569・字谷山588の2（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1005号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成19年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡新温泉町用土字向山1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字向山1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1006号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成19年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町岸田字田ノ荒2886の1、2886の2、2887
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1007号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成19年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市気比字絹巻4001の194、字天神浜3291の238から3291の241まで
- 2 指定の目的
飛砂の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1008号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成19年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市但東町平田字平山157の1、158、159、160の1、162
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字平山160の1・162（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐は択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1009号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所
豊岡市竹野町田久日字坊主ガ鳴484の46、484の61
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

兵庫県告示第1010号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 処分をした年月日
平成19年9月14日
- 2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商 号 株式会社神鋼エンジニアリング&メンテナンス
主たる営業所の所在地 神戸市灘区岩屋北町4丁目5番22号
代表者の氏名 田中 毅
許 可 番 号 兵庫県知事許可（般・特-17）第113539号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
(注1) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
(注2) 「民間工事」とは、上記（注1）以外の建設工事をいう。
(注3) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
 - (2) 期間
平成19年10月1日から同月10日までの10日間
- 4 処分の原因となった事実
株式会社神鋼エンジニアリング&メンテナンスは、姫路市発注の平成17年度阿保ポンプ場機械設備設置工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けていない者と管工事に係る下請契約を締結し、かつ、その事実を秘匿するため、元請負人をして虚偽の施工体系図を作成させ、発注者に提出せしめた。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第6号に該当する。

兵庫県告示第1011号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 処分をした年月日
平成19年9月14日
- 2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商号 有限会社ハイブリッド工業
主たる営業所の所在地 加古郡稲美町蛸草634-3
代表者の氏名 瀬田和俊
許可番号 兵庫県知事許可（般-19）第405877号
- 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

（注1）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公
共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規
定する法人が発注者である建設工事をいう。

（注2）「民間工事」とは、上記（注1）以外の建設工事をいう。

（注3）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の
交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成19年10月1日から同月10日までの10日間

4 処分の原因となった事実

有限会社ハイブリッド工業は、管工事業について建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、姫路市発注の平成17年度阿保ポンプ場機械設備設置工事において、同項の規定に違反して管工事を請け負った。

また、同社は、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けていない者と管工事に係る下請契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第6号に該当する。

兵庫県告示第1012号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 処分をした年月日
平成19年9月14日
- 2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商号 廣和産業
主たる営業所の所在地 相生市那波西本町6番5号
代表者の氏名 本庄龍司
許可番号 無許可
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 期間

平成19年10月1日から同月3日までの3日間

4. 処分の原因となった事実

廣和産業は、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、姫路市発注の平成17年度阿保ポンプ場機械設備設置工事において、同項の規定に違反して建設工事を請け負った。

このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。

兵庫県告示第1013号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

洲本市

2 都市計画事業の種類及び名称

昭和60年兵庫県告示第241号洲本都市計画下水道事業洲本市公共下水道

3 事業施行期間

昭和57年11月12日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成17年兵庫県告示第387号の事業地に洲本市物部一丁目の一部地内を追加する。

(2) 使用の部分

平成17年兵庫県告示第387号の事業地のうち洲本市栄町四丁目の一部地内を変更する。

兵庫県告示第1014号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2第1項の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

については、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課に提出すること。

平成19年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 合同会社ベイサイド295

代表者の氏名 藤枝政雄

住所 大阪府吹田市豊津町40番14号

2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 (仮称) 神戸かもめりあ東用地PJ施設建築物

所在地 神戸市中央区波止場町51番3、52番

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び神戸県民局県土整備部まちづくり課

縦覧期間 平成19年10月5日から同月18日まで

4 住民意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成19年10月5日から同月18日まで

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

兵庫県告示第1015号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成19年10月5日から但馬県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。

平成19年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H19但豊位置 0004号	19. 9. 19	豊岡市日高町岩中宇松ケ花206番4の一部	5.0	34.977

兵庫県告示第1016号

平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部を次のように改正し、平成19年10月5日から適用する。

平成19年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

「19 公金の徴収又は収納事務委託契約」を「19 公金の徴収又は収納事務委託契約
20 医療事務委託契約」に改める。

公 告

大規模小売店舗に対する県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出をした者に対し、同法第8条第4項の規定により、次のとおり意見を述べた。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ヤマダ電機テックランド三木店
所在地 三木市大村621他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ヤマダ電機
代表者の氏名 山田 昇
住所 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11
- 3 意見を述べた日
平成19年9月18日
- 4 意見の概要
(1) 退店車両の生活道路への進入を防止するため、三木市や地域の住民と協議の上、チラシ等により適切な退店ルートの周知を図るとともに、交通誘導員を生活道路入口付近にも配置する等の適切な措置を講ずること。
(2) 来店ルートの周知を図るとともに、来店車両が右折入庫できないよう適切な措置を講ずること。
(3) 入庫時の滞留による交通渋滞の発生を防止するため、出入口①付近の駐車スペースを通路化して一般車両を駐車させない等の滞留防止の措置を講ずること。
- 5 意見の縦覧場所及び縦覧期間
(1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び北播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成19年10月5日から1月間

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第77号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設に関し、指定した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年10月5日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 柏木 保

表宝塚市の項中、

宝塚市立地域利用施設南口会館	宝塚市南口2丁目14-5-3
----------------	----------------

を

宝塚市立地域利用施設南口会館	宝塚市南口2丁目14-5-3
宝塚市立自然休養村センター	宝塚市大原野字南宮2-7

に改める。

兵庫県選挙管理委員会告示第78号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年10月5日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 柏木 保

1 老人ホームの表明石市の項中、

社会福祉法人 山輝会 特別養護老人ホーム プライム江井ヶ島	同 市大久保町江井島1693-2
-------------------------------	------------------

を

社会福祉法人 山輝会 特別養護老人ホーム プライム江井ヶ島	同 市大久保町江井島1693-2
社会福祉法人 明石恵泉福祉会 恵泉第3特別養護老人ホーム	同 市大久保町大窪2820

に改め、同表西脇市の項中、

社会福祉法人 向陽福祉会 特別養護老人ホーム 向陽苑	同 市黒田庄町黒田字北山783
-------------------------------	-----------------

を

社会福祉法人 向陽福祉会 特別養護老人ホーム 向陽苑	同 市黒田庄町黒田字北山783
特別養護老人ホーム オンベリーコ	同 市上比延町1422-14

に改める。